

つくばみらい市議会 経済常任委員会会議録

平成 21 年 12 月 9 日 開会

平成 21 年 12 月 9 日 閉会

つくばみらい市議会

つくばみらい市議会経済常任委員会

平成21年12月9日 午後1時30分開会

出席委員

委員長	倉持悦典君
副委員長	堤實君
委員	坂洋君
委員	中山栄一君
委員	岡田伊生君
委員	古川よし枝君
委員	廣瀬満君
議長	今川英明君

欠席委員

なし

紹介議員

18番 川上文子君

出席議員

1番 秋田政夫君
13番 海老原弘君

出席説明員

市民経済部長	中川修君
都市建設部長	片見和男君
農政課長	坂田宏君
農政課長補佐	倉持尊志君
産業政策課長	奈幡優君
産業政策課長補佐	須加尾博司君
生活環境課長	張谷昌彦君
生活環境課長補佐	野村良則君
市民窓口課長	飯泉芳郎君
市民窓口課長補佐	木川眞君
都市計画課長	木村明夫君
都市計画課長補佐	沼尻春満君
建設課長	高田守康君
建設課長補佐	浅川昭一君
下水道課長	豊島利夫君
下水道課長補佐	松崎昭徳君

出席議会事務局職員

事務局 長	井波 進 君
事務局 長 補 佐	関 俊 明 君
書 記	大野 隼 人 君

議 事 日 程

平成21年12月9日(水曜日)

午後1時30分開会

1. 協議案件

- 1) 議案第55号 平成21年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 2) 議案第56号 平成21年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 3) 議案第51号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算(第6号)
- 4) 請願第7号 ハッ場ダム中止問題について
- 5) 請願第6号 ハッ場ダム中止問題について県に求める

午後1時30分開会

委員長(倉持悦典君) こんにちは。お忙しいところ皆さんにご出席いただきまして、経済常任委員会を開催するわけなんです。きのう、総務と、それから、教育民生常任委員会が終わって、私たちのこの経済常任委員会が最後になるわけですけれども、この12月の定例議会の付託議案は数が少のうございますので、じっくり審議していただきたいと思えます。

では、皆さんの活発なご意見を期待して開会いたします。

ただいまの出席委員は7名全員でございます。定足数に達しておりますので、経済常任委員会を開会するわけなんです。本日の委員会には、議会事務局の職員と、それから、都市建設部長、片見部長と関係課長並びに職員の方々が出席しております。

では、早速これから議事に入りたいと思えます。

なお、議案の説明については、簡潔によろしく願いいたします。

まず、片見部長より、あいさつと議案の説明も一緒に兼ねてお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

都市建設部長(片見和男君) それでは、私ども都市建設部から、今回3案件を皆様方にご審議お願いいたしております。

概要について、私の方から述べさせていただきます。

まず初めに、21年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算の概要でございます。

特別会計の概要でございますけれども、先日、つくばみらい市職員の給与に関する条例の改正のために、人件費の補正をするものでございます。また、債務負担行為といたしまして、緑地管理委託を計上させていただいております。

2番目でございますけれども、21年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

先ほども、公共下水道でもお話しいたしましたけれども、職員の給与に関する条例改正

のための人件費の補正が1件、そして、汚泥引き抜きの委託料ですけれども、こちら増加してございますので、こちらも補正をお願いするものでございます。

三つ目、一般会計でございますけれども、今回、一般会計では、都市計画課、建設課、下水道課から、予算の補正をお願いするところでございます。

まず、都市計画課からご説明申し上げます。

都市計画総務費の中で、委託料の中で耐震改修促進計画書の策定業務委託を新たに補正するものでございます。この策定内容でございますけれども、市内の住宅及び建築物の耐震化を促進することによりまして、地震により建築物等の倒壊の被害から、市民の生命、財産を守るために策定するものでございます。

続きまして、住宅管理費でございますけれども、こちらについては、先ほど述べましたように、給与に関する条例の改正のための人件費の補正といたしまして、市営分譲住宅特別会計の方に繰り出しするものでございます。

そして、建設課の方に移ります。

建設課につきましては、道路新設改良費の補正をするものでございます。こちらにつきましては、都市計画道路守谷小絹線、小張バイパスの委託料、工事請負費、公有財産購入費等の補正でございます。

また、新たに今回、狭隘道路整備等促進事業と申しまして、新たに補正をするものでございます。こちらについては、旧谷和原村の鬼長の地域、谷原大橋の左岸になります。幼保一体施設のアクセス道路といたしまして、その拡幅といたしまして、調査費から用地買収まで計上させていただくものでございます。

3番目、下水道課の方に移ります。

下水道課については、先ほどの都市計画課の住宅管理費と同じように、給与に関する条例変更のために、公共下水道特別会計の方に繰り出しする変更でございます。

以上、よろしく願いいたします。

委員長（倉持悦典君） ただいま付託されました3議案について、概略を説明していただきました。

これより議案に入るわけなんですけど、まず、順番はちょっと違いますけれども、議案の第55号から審査していただきたいと思います。

では、この担当の豊島下水道課長の方から、詳細な説明をいただきたいと思います。よろしく願いします。

下水道課長（豊島利夫君） それでは、議案第55号 平成21年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明をさせていただきます。

議案書の第55号の1ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億2,697万2,000円とするものでございます。

また、債務負担行為につきましては、第2条ですが、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によるものでございます。

55の5ページの方をお開き願いたいと思います。

歳入の方ですけれども、4款繰入金の1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金で補正予

算が3万2,000円の減額となっております。

歳出の方でございますけれども、1目の公共下水道整備費の方ですけれども、人件費の絡みで給料が6万8,000円の増ですが、職員手当等で20万円の減、共済費で13万7,000円の増、公共下水道整備費については5,000円の増、公共下水道管理費につきましては、職員手当で50万円の減額、共済費で46万3,000円の増額ということで、管理費については3万7,000円の減額ということで、トータル3万2,000円の減額となっております。

次のページをお開き願いたいと思います。

債務負担行為に関する調書が載っておりますけれども、事項につきましては、小絹水処理センター緑地管理業務委託、平成22年度分でございます。限度額につきましては173万3,000円、期間につきましては、平成21年度から平成22年度まで、金額は173万3,000円で一般財源でございます。これにつきましては、緑地の管理業務を平成21年度内に入札、契約を行いまして、平成22年度の早期から業務を委託するため債務負担行為を行うものでございます。

業務の委託内容につきましては、草刈り、薬剤の散布等の委託でございます。

以上、簡単ですが、よろしくご審議のほどお願いします。

委員長（倉持悦典君） 説明が終わりました。

これより議案第55号に関する質疑及び意見を行います。

どなたかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（倉持悦典君） では、委員からの質疑はないということで、これで議案第55号に関する質疑、意見は終了させていただいて、採決に入ります。

議案第55号は原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

委員長（倉持悦典君） 挙手全員です。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 平成21年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第56号について説明を求めます。

同じく、豊島下水道課長、よろしくをお願いいたします。

下水道課長（豊島利夫君） それでは、議案第56号 平成21年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

ページ数は、56の1ページをごらんいただきたいと思います。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ179万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億923万2,000円とするものでございます。

ページ、56の4ページの方をごらんいただきたいと思います。

歳入でございますけれども、6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金で179万3,000円を計上してございます。

歳出につきましては、1款農業集落排水事業費、1項農業集落排水事業費の1目農業集落排水整備費で補正予算額が8万7,000円、こちらは共済費でございます。8万7,000円です。

2目の農業集落排水管理費でございますが、補正予算額が170万6,000円でございます。2節の給料で16万1,000円の増、4節の共済費で7万5,000円の増、13節の委託料、こちらは汚泥引き抜きの処理委託料でございますが、汚泥発生量の増加に伴い、予算の不足が見込まれるため補正するものでございますが、147万円を計上させていただいております。

補正予算総額が179万3,000円でございます。

以上、簡単な説明ですが、よろしくご審議のほどお願いします。

委員長（倉持悦典君） これで説明が終わりました。

これより議案第56号に対する質疑及び意見を行います。

委員の方から、どなたか。

ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（倉持悦典君） なければ、議案第56号に対する質疑及び意見は以上で終わります。

これより採決に入りたいと思います。

議案第56号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

委員長（倉持悦典君） 挙手全員ですので、議案第56号は原案のとおり可決されました。次に、議案第51号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算（第6号）の都市建設部所管を議題といたします。

議案第51号について説明を求めます。

部長からは先ほど概略説明いただきましたので、都市計画課長、建設課長、下水道課長の順で説明をお願いいたします。

初めに、木村課長からお願いいたします。

都市計画課長（木村明夫君） それでは、平成21年度の補正予算案につきましてご説明させていただきます。

議案書の51の21ページをお開きいただきたいと思います。

前のページから、実は続いてきております土木費の都市計画費の都市計画総務費でございますが、最初の給料、手当、共済費につきましては、人事課の方から説明をしてあるということでございますが、次の13委託料、耐震改修促進計画書策定業務委託料472万5,000円を今回初めて計上させていただきました。この金額につきましては、実は、この事業、来年度の当初予算にのせる予定でございました。事業そのものは、今まで平成19年度に、こういう実はハザードマップと申しまして、揺れやすさであるとか、そういう今まで調査をしてまいりました。それから、総務課の方におきましては、水害のやはりハザードマップなんかもつくってございました。これの今度は続きの事業といたしまして、これまで耐震関係の法律によって耐震の診断を今まで補助してきた経緯があるんですが、今年度21年度から法改正になりまして、アスベストの関係と今回の耐震の関係が一本化になりまして、住宅、建築物安全ストック形成事業というものが今年度から新たに起こされました。これにつきまして、市内にございます住宅、これは、一般の住宅も、それから、公共物も、すべてそうなんです、耐震について診断して、それから、危ない箇所であるとか、そういうところをしっかりと計画をつくって位置づけをしていきますと。その上で、その先に今年度は、どういう形でかの事業を展開していきましようという、そういう事業でございます。

そのための実は策定業務委託料でございます。

本来、最初にお話申し上げましたけれども、22年度当初にということだったんですが、これは10分の10の実は100%国庫の補助金がついてまいります。ところが、来年度につきまして、最近、実は大分政情が難しくなりました、来年度について実は100%が約束できないという形があったものですから、10分の10もらえるうちに、こんなこと言っては大変失礼なんですけれども、もらえるうちに100%で実は事業をしたいということで、12月の補正、遅くなりましたが、計上させていただきました。ただ3月までに終わらない可能性もございます。その場合には、明許繰越をさせていただいて21年度事業として完結すれば、国の方も100%出すという確約いただきましたので、今回計上させていただきました。

以上が、13の委託料でございます。

それから、28繰出金につきましては、先ほど部長の方からもお話ございましたように、分譲住宅の特別会計で今般、人件費が人事院勧告によってマイナスになりました。その分につきましては繰出金の戻しということで、マイナス補正でございます。

失礼しました。それは、土木費の住宅管理費でございました。済みません。

続きまして、土木費の住宅費の住宅管理費の今申し上げましたのは繰出金のマイナス80万円でございます。

それから、11の需用費99万7,000円、今回も、また、実は住宅管理費で修繕料をプラスさせて計上をさせていただきました。これにつきましては、狸穴の秋葉山住宅の1号館の1棟、実は秋過ぎに、11月に1棟あきが出たんですが、その住宅が大変ひどい状態であると。次の方にお貸しするのに、本来であれば入居者に負担を当然させるべきなんです、実は生活保護の関係で、ほかの施設に移られたということもございます。それから、滞納もございましたので、その分については実は分納誓約等もしているんですが、いかんせんそれを待っていたんでは、次の方に住んでいただけないということがございまして、大変申しわけないんですが、修繕料を計上させていただいたわけでございます。

それから、続きまして、ページが飛びまして、51の25です。

債務負担行為での来年度にまたがる21年度から22年度、公園等植栽管理業務委託、22年度につきまして、限度額7,676万7,000円計上されております。

表の真ん中の方に、公園等植栽管理業務委託7,676万7,000円を限度額として計上させていただきました。これにつきましては、全額、都市計画の公園費ではございませんで、私どもの方に該当するものは3,545万9,000円でございます。残りにつきましては、また、建設課なり、水道課なり、下水道課なりということから、実際に出させていただくという数字でございます。

これにつきましては、3,545万9,000円の内訳でございますが、来年度、実は今年度よりも公園がふえております。みらい平地区の丘陵部にございます近隣公園、それから、街区公園も2カ所、三つの公園がふえてございます。そちらもプラスいたしまして、公園、簡単に申し上げさせていただきます。

さるまい自然公園79万8,000円、絹の台・西ノ台の公園948万1,500円、福岡堰さくら公園水辺プラザ858万9,000円、丘陵部緑地維持管理、これがすべての公園のことですが、1,074万1,500円、それから、せせらぎの小路植栽管理業務委託584万8,500円。このせせらぎの小路植栽管理業務委託というのは、小絹の住宅の中で、守谷市さんと境にございます一体になっています公園でございます。3年ごとに管理を守谷市とつくばみらい市で、協

定により管理を交互にさせていただきます。21年度までは守谷市さんで管理しておりますが、22年度からは3年間、22、23、24と、つくばみらい市で管理するようになる公園でございますが、これについて584万8,500円という形で植栽管理の委託を、債務負担行為の限度額として計上させていただきました。

都市計画課の方の説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長（倉持悦典君） 次、高田課長、お願いします。

建設課長（高田守康君） それでは、建設課の方から、ページ数にしまして、議案第51号の8ページです。

ちょうど中ほどになります。14款の国庫支出金ということで、4目土木費の国庫補助金です。説明の欄で一番最後になりますけれども、狹隘道路整備等促進事業補助金ということで417万円、部長の説明にもありましたけれども、鬼長地区の道路です。

続きまして、次のページをめくっていただいて、21款の市債ということで、土木債ということで、市道整備事業債ということで、今回1,660万円。小張バイパスと守谷小絹線についての起債の充当率の変更がありまして、45%だったやつが、倍と申しますか、90%になりましたので、それに伴っての今回増額の補正でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、今度は、歳出の方で19ページになるかと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

7款の土木費ということで、3目道路新設改良費ということで、委託料で702万4,000円の今回減額をお願いしております。

説明の欄を見ていただければわかるかと思うんですけれども、道路の設計の委託料、それから、測量、それから、物件補償、いずれも減。ただ、地質の調査業務ということでは、254万8,000円ということが計上されております。

続きまして、15節の工事請負費で4,400万円、これは小張と小絹守谷、両方ですけれども、の工事費ということで、小張地区で相続絡みで今年は難しいだろうと予想されているところが、10月に相続ができてましてということで協力いただけましたので、それに伴っての工事費でございます。

続きまして、17の公有財産購入費ということで、5,000万円の減額でございますけれども、この減額した分が、この工事費の方に回っている兼ね合いもあるんですけれども、土地の買収が思うように進まなかった、抵当権がついていたり、仮登記があって、なかなか交渉が難しいということで、ちょっと順調にいかない、買収が進められなくなったということで、5,000万円の減額ということなんです。

続きまして、7目の狹隘道路整備等促進事業費ということで、これは、今年度21年度より新設された国庫事業の補助金が採択されたので、今回新設の補正ということで計上してあります。役務費で50万円、それから、委託料で530万円、公有財産購入費で336万円、それから、補償費等とか賠償で386万4,000円、これは谷原大橋の、こちらから行けば、手前の鬼長地区の幼保一体化のところから谷原西部地区の区画整理に伴って道路ができていますけれども、その道路につながる約100メートルぐらいのSPANです。今回、設計とか、調査、それと、買収とか含めての金額で、今回プラスの補正、増額の補正ということでお願いしてあります。

それと、最後になりました。25ページ。

ここで、先ほど都市計画課長からもありましたように、公園等の植栽の管理業務という

ことで限度額が7,676万7,000円のうち、建設課関係で3,025万6,000円。それで、建設課関係では6地区です。ちなみに、絹の台、それから、丘陵部、それから、旧伊奈地区、それから、谷原地区、小絹地区です。あと、大池地区というか大池の周りなんですけれども、6カ所というか6地区になるかと思うんですけれども、そのトータルが3,025万6,000円、この7,676万7,000円のうち建設課関係の金額が入っております。

以上です。

委員長（倉持悦典君） ありがとうございます。

最後に、豊島下水道課長、説明をお願いいたします。

下水道課長（豊島利夫君） それでは、議案書の議案第51号の21ページをごらんいただきたいと思います。

一番上の表になりますけれども、7款土木費の4項都市計画費で3目の下水道費、補正予算額は3万2,000円の減額ということで、28節の繰出金で3万2,000円の減額。これは、先ほど議案第55号の公共下水道特別会計の中で人件費等の減額に伴い、3万2,000円を減額するものでございます。

以上です。よろしくお願ひします。

委員長（倉持悦典君） 木村課長。

都市計画課長（木村明夫君） 済みません、先ほど説明一つ漏れておりまして、追加で説明させていただきたいと思います。

耐震改修の委託料472万5,000円につきまして、全額国庫補助というお話ししたんですが、歳入の方がございまして、同じく51の8ページ、ちょうど真ん中です。

14の国庫支出金、2項の国庫補助金、4目の土木費国庫補助金のうちの住宅・建築物安全ストック形成事業補助金として470万円計上してございます。歳入で、ちょっと2万幾ら合わないんですが、丸められるという形で、実は、そういう形になってしまっていますが、これが歳入として100%入った金額でございます。

済みません、追加して説明させていただきます。

委員長（倉持悦典君） 以上で、説明はすべて終了いたしました。

これより議案第51号の都市建設部所管部分に対する質疑及び意見を聴取いたします。

坂委員。

委員（坂 洋君） 教えていただきたいんですけれども、鬼長のあの道路です。あれは、幼保一体の建設現場が今、広がっていますよね。あの橋のところまでは狭いわけですが、伊奈橋です。あそこの区間を広げるということですか。

委員長（倉持悦典君） 高田課長。

建設課長（高田守康君） 市役所の前の県道つくば野田線ありますよね。それで、こちらから谷原大橋の方に向かっていきまして、手前の十字路を右に入る道路です。この県道から、おおむね100メートルぐらいで、区画整理のつくられた道路です。今度予定されている幼保一体化のところから新しくつくられた道路につなぐというような、今回の補正は。

委員（坂 洋君） 済みません、わかりました。

委員長（倉持悦典君） いいですか。

委員（坂 洋君） はい。

委員長（倉持悦典君） 次、古川委員。

委員（古川よし枝君） 幾つかあるんですけれども、まず、都市計画課の方で、耐震改

修促進計画書策定をこれからつくるということですのでけれども、委託ということでしょうけれども、一般住宅の耐震化については、どうやって調査していくんでしょうか。

それから、住宅管理費の修繕費100万円近くかかるわけですのでけれども、その傷みぐあいというか、100万円というと、かなり手を加えるものだというふうに思うんですけども、どの程度なのか、ちょっと見ていないのでわからないんですけども、教えていただきたいというふうに。あと、ほかにも、そういうところがこれから出てくるのではないかとというふうに心配します。

続けて、あと全部、ほかの課も。

委員長（倉持悦典君） 事項ごとにやっていきましょうか。

それだけでいいですか。都市計画課の方だけは、それで。

委員（古川よし枝君） はい。

委員長（倉持悦典君） この2点について、木村課長の方から答弁をお願いします。

都市計画課長（木村明夫君） 最初の耐震の個人一般住宅の見方というお話だと思えますが、基本的には建築年から割り出していくと。それから、実際に現場を回って、建物だけではなくて、例えば道路が狭隘で災害になったときに危ないであるとか、そういうものも含めて、全体的な形で耐震と絡めて計画を立てていくという事業でございます。ですから、1棟、1棟、個人の住宅を見るというのはできませんので、あくまでも建った建築年を中心にして、そういうものが多いところについては、耐震について問題があるというような、そういう基本的なところから押さえていくという計画になるというふうに考えております。それが、まず1点目のお話です。

それから、2点目の傷みぐあいなんですけど、これは大分ひどいと言っては、ちょっと語弊があるんですけど、例えばドアも全部割られているとか、ガラスも割れてしまっていると、それから、建具等も大分ひどい状態である。それから、壁が全部、管理が悪いものですか、カビが相当生えてきていまして、全部張りかえないといけないと。それから、畳も、もう全部張りかえなくちゃ、裏表を交換しなくちゃいけないだろうと。とにかく、ありとあらゆるところが、状態としては、ひどい状態なのかなというふうに。ただ個別の事案なものですから、やっぱりそれぞれ本来であれば、入居者の方に出ていくときに、すべて直していただくというのが基本でございます。

今回も、実は敷金がございますので、それにつきましては全額そちらに回していただいております。それでも間に合わないという形で、大変多額にはなったんですけど、こういう金額の計上にさせていただきました。

委員長（倉持悦典君） いいですか。

委員（古川よし枝君） はい。

委員長（倉持悦典君） そのほかに。

古川委員、まだあるんでしょう。

委員（古川よし枝君） まだいいですか、続けて。

土木の道路改良なんですけれども、ページ51の19です。

委託料減額になっているんですけども、予算からすると、例えば測量業務委託料というのは、半分ぐらいになっている、半額になっているんです。これは入札差金なわけですよ。じゃないんですか。それとも、その委託の中身を変えたとかじゃなくて。ごめんなさい。

委員長（倉持悦典君） 高田課長、答弁お願いします。

建設課長（高田守康君） まだ現段階では、入札とか、そこまでいっていない段階での今回、減額というか……。

委員（古川よし枝君） そうすると……。

建設課長（高田守康君） よろしいですか。

委員（古川よし枝君） はい。

建設課長（高田守康君） 道路の設計の委託料とか、500万円超える減額なんですけれども、これにつきましては、小絹守谷線の1工区、2工区、3工区という計画がありまして、1工区は現在、供用開始されているんですけれども、現在は2工区やられているんですけれども、3工区の地区の設計等を予定していたんですけれども、それをやらないで減額して、別の方というか。それと、その下に測量も388万5,000円で予定していたんですけれども、これは今度、狭隘ということで100メートルの新しく補助事業でという、一部というか、今年やるのは100メートルですけれども、その道路を県道から北に向っての道路を当初は考えていたんですけれども、ちょっと、私、この道路は何メートルあるか、ちょっと承知していないんですけれども、その当初計画していた委託料を今回、この測量については狭隘の方に回したというか、そういう経過です。

委員（古川よし枝君） 計画を少し変更したということですね。その取り扱いのところがということですね。

それから、公有財産の小張バイパスの、さっき相続権が発生したりして、なかなか買収にまでいかないということで5,000万円減額しているんですけれども、見通しとして今年度はだめだけれども、来年度はきちっと消化できるというか、そういう見通しというのがあるんですか。見通しがなければしょうがないんですけれども、ありますよね。

委員長（倉持悦典君） 高田課長。

建設課長（高田守康君） これ、私の説明が悪かったのかもしれませんが、減額の方は守谷小絹線の方で、逆に小張の方は、相続が難しく、ちょっと今年は難しいと思われる方が相続、正直言って5年からかかっていたんですけれども、9月から10月にかけて相続ができたんで、その土地の買収というか協力がいただけたんで、それに伴って、その部分の工事ということで、工事費ということで今回。だから、買収ができなかったのは相続じゃなく、抵当とか、いろいろ、もろもろの条件があって今年度中にはちょっと難しいというか。

委員（古川よし枝君） これは小張バイパスの……。

建設課長（高田守康君） じゃなく、この小張と両方2本立てみたいな予算のあれなんです。

委員（古川よし枝君） あと、新しく設けられた狭隘道路整備等促進事業ということで、補助事業があるということなんですけれども、これは、もともと狭隘道路でセットバックなんかするときに、この事業は、ほかの自治体なんかでも整備計画といってつくっているみたいなんですけれども、今後、そういう狭隘で、先ほど耐震化の問題もあったけれども、拡幅しなくちゃ、セットバックしなければ整備費がつかないというときには、これが生きるというか、この事業が使えるということにもなるんでしょうか。

委員長（倉持悦典君） 高田課長、答弁お願いします。

建設課長（高田守康君） 拡幅する場合に狭隘道路を使って、補助がありますので、や

ってはいきたいと思うんですけれども、全部が全部、狭いところ全部これに引っかかるかという、そうでもないみたいなんで、条件がありまして、全部が全部、狭いところ拡幅するとき、この道路で拾っていけるかという、そうではないです。できれば、拾えるところは、そういう形で、こういうご時世ですので、予算も厳しい折ですから、該当させて進めていきたいと思えますけれども、全部が全部この事業に該当するとは、ちょっと限らないというか、ちょっと、そういう答弁になっちゃうんですけれども。

委員長（倉持悦典君） いいですか。

古川委員、あとは、下水道課長の方はないですか。

委員（古川よし枝君） はい。

委員長（倉持悦典君） 次の方、岡田委員。

委員（岡田伊生君） 大分出ているんですけれども、何か古川委員の後追いみたいで申しわけないんですけれども、その秋葉山の住宅なんですけど、課長ご説明いただいたんですが、これ、入居の条件というか、例えば100万円からのあれを入居者が大分だらしなく使ったということなんでしょうけれども、やっぱりその条件を、例えば身内なら身内とか、そういう人にも一応保証をさせるような、今後。たまたま、こうなったとはいえども、やはり税金をそこまで、そういうフォローしていければいいんですが、財源的に見た場合、そういうふうなところがあるんじゃないかという、規約の見直しみたいなものは考えられないんでしょうか。まず、それ1点お願いします。

委員長（倉持悦典君） 木村課長、答弁お願いします。

都市計画課長（木村明夫君） 入居資格というのは、公営住宅の実基準がございまして、収入、所得に応じて実は基準を設けてございます。ですから、入居させる場合も、申し込みを受けて、早い者勝ちではございません。例えば1戸、一つの部屋を借りるのに、7人、8人の方の申し込みがございまして、その方たちを、実は選定委員会という委員会を開きまして、それで困っている方から順に入れていくと、そういうような実は方法で入居はしていただいております。ですから、必ずしも経済的には、ひどく使ったから必ずそうというふうな、私どもも強く言いまして指導はしているつもりなんですけど、なかなか個人の毎日の生活の中までは入っていけないこともございますので、ただこれからも、そういった指導の方はしていきたいと思えます。

以上です。

委員長（倉持悦典君） 岡田委員。

委員（岡田伊生君） ぜひ、税金ですので、その辺の使い道、ひとつこれも血の通ったということであれば、あまり強引にやるのもどうかとは思いますが、ただなるべく身内の方もいらっしゃるんであれば、その辺。

もう1点、建設課の方で、先ほどこれも出ているんですが、狭隘道路等整備事業ということで説明は受けたんですが、どうなんでしょうか、この辺の研究をもう少し。私も後で教えていただければありがたいんですが、どういうものが対象になって、今後どのぐらい続いていくのかとか、これは、なかなか見通しはつかないのかもしれないんですが。というのは、やはりつくばみらい市、大分、旧伊奈・旧谷和原、本当に狭隘道路が多いわけですから、なるべく、その辺を研究していただいて、そういう国庫補助が使えるように。これは質問というよりは、お願いになっちゃうんですが、その辺どうでしょうか。課長の方から、お願いできますか。

委員長（倉持悦典君） 高田課長。

建設課長（高田守康君） 先ほども、もろもろの条件があると言いましたけれども、狭隘ということで、舗装幅というか幅員が1.8メートル、通称1間、6尺から、4メートル未満の通称2間道路みたいな道路、それを広げることです、一つが。それと、あと、もちろん土地だけじゃなく、例えば塀とかあった場合に、セットバックの兼ね合いもありまして、土地は補助事業に該当するんですけども、塀の部分が4メートル未満にあると、その部分だけ該当しないとか、そういう条件というか、ありますので、もちろん委員がおっしゃるように、いろいろな角度から検討はさせていただきますけれども、簡単ですが以上のような状況です。

委員長（倉持悦典君） いいですか。

はい、岡田委員。

委員（岡田伊生君） 消防法からも、たしか道路幅、今は決められていると思うんで、その辺も、ひとつ研究よろしく願いいたします。

委員長（倉持悦典君） そのほかには。

堤委員。

委員（堤 實君） 高田課長、ちょっと聞きたいんですが、今の関連なんですけれども、この前ちょっと部長の方からも、ちょこっと説明を受けたんですけども、これまで、今までは大体2.7メートルを例えば4メートルの拡幅ということであれば、国からの補助がという話を聞いたんですけども、今度は4.5とか5メートルとかという基準になったというようなニュアンスで、ちょっと聞いたんですが、私の間違いかな。その辺、ちょっと聞きたいんですけども。

委員長（倉持悦典君） お願いします。

建設課長補佐（浅川昭一君） 狭隘道路の定義に関しましては、一応、建築基準法に関するものから来ていますので、舗装幅が1.8メートルから4メートル未満のものを4メートル以上にするといったものが基本でございます。ただし、例えばそれに満たない道路、2メートルあったとします。ただセットバックしていなくてブロックが4メートル未満にあった場合に、ブロックの補償とかは該当にならないです。ただ、土地の買収に関しては該当になるんです。ですから、結局、セットバックしていないとやりづらいという事業になるかと思えます、簡単に言いますと。

委員長（倉持悦典君） いいですか。

堤委員。

委員（堤 實君） 部長などはご存じのはずなんですけれども、何年か前から、青木部長の時代から、この件で、これはたしか条件がありまして、ブロックとかなんかあるんですけども、拡幅については、あくまでもセットバックについては、あくまで提供するよと。それで、ブロックについては、壊す方はやってくれるけれども、あとで自分で好きなようにやるというようなことの条件のはずなんです。したがって、かなり優先順位的には高いという説明を受けまして、その後、部長がかわりましたね。その後、青木部長から3人目だったと思いますけれども、その辺の、どういうわけかなと。それで、一番最初は、これは国の補助があるからということで、オーケーだよという議案の説明を聞いたんです。今度は、もう条件が変わったと、ただし4メートル未満と4メートル以上ということになりますと、4メートルは以上に入りますから、これをもって上ですから、ですから、これ

は当然該当するんじゃないかと思うんですが、その点もあわせてお聞きしたいんですが。

委員長（倉持悦典君） 部長から答弁をお願いします。

都市建設部長（片見和男君） ただいまのお話ですけれども、基本的には4メートル以下の道路を4メートルにした場合……。

委員（堤 實君） 未満でしょう。

都市建設部長（片見和男君） 未満です。4メートル未満の道路を4メートルにした場合には、その道路用地買収費は補助になりますよというお話です。ただし補償費、それは補助にならないので、すべてがすべて、その中にはできないというように、私たちも、そういうようなことで、これもお話ししたつもりなんです。ですから、4メートルの道路があって5メートルにした場合には、例えばそれはブロックとか、そういうものはすべて補助の対象になりますよというような考え方なんです。

よろしいでしょうか。

委員長（倉持悦典君） 堤委員。

委員（堤 實君） ということであれば、当然これは該当の対象になると思うんです。それで、あくまでも両方とも、あくまでも提供すると、あとのブロック建築とかなんかは自分でやるよということであれば、土地のセットバック分は提供するよということですから、避けているんじゃないかなということが、一つ。これは今説明受けましたから大体わかりますけれども、そういうことで、また、この件については再考を願いたいということで、何年か前になりますから、できればということで。地元の何十名の署名を受けてお願いしていて、一番当初、ゴーのゴーサインが出ていたのにもかかわらず、なぜだというようなことを時々、会うたびに言われるものですから。今の件は、以上で結構でございます。

それから、ちょっと、そのほかの件で、公園の整備です。これは51の25です。

例えば絹の台の桜公園、これ、先ほどの説明ですと948万円ということだったのですが、これ、たしか、これはシルバーでお願いしているわけですね、ほとんどが。そうでもないですか。

〔「いろいろです」と呼ぶ者あり〕

委員（堤 實君） いろいろですか、そうですか。

それで、いろいろ、あそこ利用価値が非常に高いんです。いろいろな、ゲートボールとか、グラウンドゴルフとか、バレーとか、いろいろやっていますから、その中で、自分たちでやれるところはやろうということで、地元が非常に協力的なんです。それで、一部、自分のところで、確かに応援している面があると思うんです。よそでも、ぜひそういう方向で、予算が予算ですから、よそのその他の公園でも、ぜひお願いしたいということ。それでも、応援していても、この金額がかかるのかということなんです。ちょっと耳にしたものですから、その辺の説明ちょっとお願いします。

委員長（倉持悦典君） 木村課長、答弁をお願いします。

都市計画課長（木村明夫君） おかげさまで、今年から絹の台の桜公園の実は多目的広場の除草作業につきましては、あそこでいらっしゃいます方々にご協力いただいて、集草作業を手伝ってもらっているという、それによりまして、実は今まで年間4回の草刈りを実際には6回に、それから、8回までにふやそうというようなところで、実は頑張っているところなんです。同じように、さるまい自然公園につきましても、地元の方々が里親制度というようなものを実は形成しまして、皆さんで、いろいろな作業に参加させていた

だいているということで、少しずつ、そういうこともしていけるのかなど。これから新しくできてきておりますいろいろな公園につきましても、何か地元の方々に参加していただけるようなことがないだろうかということは、また、これから検討していきたいというふうに思っています。

それから、金額につきましては大分、実を言いますと、これでも下げているつもりなんです。努力しているんですが、さらに、また、検討してまいりたいというふうに思います。

委員長（倉持悦典君） いいですか、堤委員。

委員（堤 實君） 非常にわかりやすい説明で、ありがとうございました。

そのほか、実は小絹では高齢者センターってあります。これについても、順番制というか、集落ごとに協力し合って、草刈りから、掃除から、全部やっているはずなんです。恐らく100%地元の間人だけのはずなんです。ですから、これでえらそうにということではないんですけれども、したがって公の場所であっても、利用するのが、ほとんど地元が強いと思うんです。ほかから、わざわざ桜公園に来てというのは、なかなかやりませんから。だから、全市についても、そういうことを強くPRしてもらって、財源を少しでも、入らない時代なんで、訴え、PRしたらいかがなものかなということで、ぜひお願いしたいと、意見でございます。

委員長（倉持悦典君） 要望ということで、いいですね。

次に、坂委員、お願いします。

委員（坂 洋君） 狭い道路を広くするという優先順位です。前、愛宕住宅の裏のゴルフ場寄りの住宅の方から、ごみ集積場をつくってほしいということで、その入っていくのに、4トン車が入っていけないという最初の話だったんですが、よくよく生活環境課の方で調べたら、入っていけないことはない。その業者の方が一緒に行っていて、入っていけるんですけれども、今度、帰ってくるのにUターンする場所がないと言うんです、バックする場所が。いろいろ、その住宅の方の空き地とか、駐車場とかをいろいろ見たんですけれども、どうしても帰ってくる場所がない。そういう拡幅の場合ですが、僕が言いたいのは、拡幅する優先の基準というはあるんでしょうか。どの道路を最初に拡幅していくのかなという、皆さんの要望で、強い要望があった場合、進めていくのかなという。

委員長（倉持悦典君） 高田課長から答弁をお願いします。

建設課長（高田守康君） その場所が、私、ちょっと特定できないんですけれども、業者さんが合法的に畑の中とか山林、原野も含めてですけれども、2棟とか建てて、業者の悪口みたくなっちゃうんですけれども、道路分については行政にお願いしろみたいな形で、どこどこに住んで、もう2年目なんだけれども、舗装はいつやってくれるんだみたいなというのは、しょっちゅうあります。でも、現実的には無理です。無理ですというのもおかしいんですけれども、旧来というか旧集落でも狭隘道路というのはいっぱいあります。でも、現実的には、今出ていますように塀があったり、いろいろな状況、もろもろの状況で、なかなかできないというか、要望が上がってきても、中には土地の提供を賛成できないというようなところで頓挫した集落も何カ所か、私の知っている限りでも聞いています。私が区長のとき上げたんだけれどもという、そういうあれはありますので、まず順位としては、その地域の方の賛同とか、あと、もちろん、それに伴って、その土地の地権者の協力も得られないとできないので、あとは、全部が全部ではないんですけれども、先ほど堤委員からも出ましたけれども、基本的には寄附をいただいてやるというようなことで、土

地だけじゃなく若干の物件も集落で協力をいただいて、狹隘の補助事業とは違いますけれども、やられた今までの経緯はあります。

以上です。

委員長（倉持悦典君） 部長からの補足お願いします。

都市建設部長（片見和男君） ただいま高田課長の方から説明あったように、すべてのエリアについて、すべてこの事業ができるかということ、これは事業費も限度がございますので、これはできないです。ただやっぱり今選択する場合に、やっぱり道路の重要性でしょうか。例えば幹線道路ですごく交通量が多いけれども、狭くてしょうがないというような問題、あとは、市街化区域で、どうしても家が密集していてやっぱりやらなくてはいけないとか、途中、一部整備しておるんだけど、その部分だけ整備が残っていると、そういうこと。いろいろなことをやっぱり考えまして、そこで検討をして選定していきなきゃいけないのかなというふうに考えております。

以上、よろしく願いいたします。

委員長（倉持悦典君） ほかにありませんか。

廣瀬委員。

委員（廣瀬 満君） 2点ばかり、ちょっとお聞きしたいんですけども、先ほど坂委員から、鬼長、あそこは宮戸地区ですか。あその拡幅ということ、高田課長から説明受けたんですけども、あの信号から、向こうから、どっちから100メートルなのか、あそこは相当のキロ数あると思うんだよね。で、基盤整備やって新たに西部の広い道路になりましたよね、田んぼの中。向こうから100メートルなんですか、こっちから100メートル。

建設課長（高田守康君） 県道からです。

委員（廣瀬 満君） 県道から。

建設課長（高田守康君） 野田線から。

建設課長補佐（浅川昭一君） 県道から農道につながるまでの間です。

建設課長（高田守康君） 約100メートルぐらいで新しくできた農道につながると。

委員（廣瀬 満君） つながる、100メートルぐらいで。

建設課長（高田守康君） メートルは当てたわけじゃないですけども、大体100メートルぐらいでつながると。

委員（廣瀬 満君） そうですか。わかりました。

もう1点なんですけれども、公園の管理です。公園の植栽なり、それから、草刈りの業務、その管理委託なんですけれども、かなりこれから多くなると思うんです。谷和原村の時代に、桜公園も業者に全部委託していた当時は1,200万円くらいかかったんです。それで、委託の要するに入札です。入札を実際にしなくちゃならないわけなんですけれども、随意契約でやっちゃう、新年度4月からの委託だということ。先ほど豊島課長の方から、下水道の債務負担行為で次年度間に合わないと、そういう場合は債務負担行為で入札を受けてできるわけです。そういう方法を今とっているのかどうなのか、その辺をちょっと聞きたいんです。

委員長（倉持悦典君） 木村課長、答弁をお願いします。

都市計画課長（木村明夫君） 債務負担行為をとらせていただいております。それで、先ほど説明させていただいたとおりでございます。22年度も4月から早速事業が展開できますように、今年度中に提案をしたいというふうに考えております。

それと、1,200万円かかったという、そういう具体的な数字いただいたんですが、その当時は、恐らく年間の集草回数は6回やっていたと思います。現在は4回に、実は数は減っております。金額も、ですから、相当減っているというのが現状なのかなというふうには考えておりますが、その中でも、時期をうまく配置することによって、そして、また、4月からですと、実際事業を始めるのが5月、6月になってしまいますので、その間が大分荒れてしまうんです。そういうことがあって、4月の頭にやって、時期をうまく配置することによって数も減らせるかなと、いろいろなことを、ちょっと今検討しているという段階でございます。

よろしく申し上げます。

委員長（倉持悦典君） 廣瀬委員。

委員（廣瀬 満君） わかりました。

前は、ほとんど契約を随意契約で、3年なり4年なり同じ業者がずっと引き受けていたんです。どうしても、先ほども債務負担行為をすれば新年度から事業を委託できると、そういう形をとっていなかったもので、今後そういう形でということ、よろしくお願いたいと思います。

委員長（倉持悦典君） あとはないでしょうか。

岡田委員。

委員（岡田伊生君） 今、公園関係が出たんですが、さるまい公園、私も地元なんで、前に旧伊奈町時代にご提案申し上げて、里親制度ということで制度化されて大分減額をしたという、地元のボランティアというか、住民と一緒に除草とかいろいろなことをやるということになっているんですが、ほかの公園等についてはどうなんでしょうか。直接これとは関係ないかもしれないんですけども、ボランティアというか里親的な、そんな登録とかしている公園ってあるんでしょうか。

委員長（倉持悦典君） 木村課長。

都市計画課長（木村明夫君） 先ほどもお話ししたとおり、小絹の桜公園では、やはりそういった活動がされております。ほかに、団体の登録はしていないんですが、現実的には、旧伊奈町時代の開発公園が、30坪から40坪、150平米前後の公園がたくさん、127カ所、実際ございます。そちらの公園管理につきましては、すべてが実は地元の住民の皆さんにお願いしているという状態でございます。こちらについても、今そういった形で、トラブルなく管理は何とか続いていますので、そういう形、そういうことも考えれば、市民の皆さんには相当参加していただいているのかなというふうには考えております。

委員長（倉持悦典君） いいですか。

委員（岡田伊生君） はい。

委員長（倉持悦典君） ほかにないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（倉持悦典君） 私から、ちょっとだけ木村課長に。さっきの住宅の修繕のことなんですが、この99万7,000円というのは、これは、もう全く特殊なことで、以前にもなかったし、初めてなんでしょう、こういう。

都市計画課長（木村明夫君） 今までも、金額の差はあるにしても。

委員長（倉持悦典君） そうですね。

秋葉山ではなくて、一戸建ての中で、とても修復できないというような話も、前、聞い

たことあるんで、大変な金額なんで、先ほど委員からも出たように、また、お願いします。
では、ほかになければ、ここで執行部の方に入れかわってもらって、この残された所管の説明を受けたいと思いますので、暫時休憩をしたいと思います。

午後 2 時 4 0 分休憩

午後 2 時 4 6 分開議

委員長（倉持悦典君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

執行部に入れかわっていただいて、また議案第51号の平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算（第6号）の市民経済部所管を議題といたします。

議案の説明のために市民経済部長、中川部長以下関係課長、職員が出席しております。

まず初めに、中川部長よりごあいさつと、それから、議案の概要をちょっと説明をいただきたいと思います。

市民経済部長（中川 修君） 引き続きご苦労さまでございます。

市民経済部関係でございますが、今回、一般会計の補正予算関係だけでございます。農政関係では、暗渠排水資材の補助関係で220万円以下3件、それから、生活環境では、駅前トイレ整備関係と、あと、チャイルドシート、それから、産業政策と市民窓口、いずれも人件費関係でございます。

農政課から順次説明させますので、どうぞ審議の方よろしくお願いをいたします。

委員長（倉持悦典君） ありがとうございます。

議案第51号についての各課からの詳細な説明をいただきたいと思います。

順番は、坂田農政課長から、奈幡課長、張谷課長、飯泉課長の順でお願いしたいと思います。

では最初に、農政課長からご説明をお願いいたします。

農政課長（坂田 宏君） それでは、農政課より説明をさせていただきます。

議案書の第51号の9をまず開いていただきたいと思います。

それでは、始めさせていただきます。

中段の15款県支出金、2項の県補助金、4目の農林水産業費県補助金ということで、節は2節ということで、305万5,000円減額計上させていただきました。

説明の方に書いてありますけれども、農業食品産業強化対策推進補助金ということでございますが、これは平成16年から農協さんで衛星によるたんぱくマップの把握ということで、16年から継続してきたわけですけれども、9月に農協さんより、今回については、今回といたしますか、平成21年度、今年からは農協単独でやりますと、県費の補助金は仰ぎませんという要請書が農政の方に届いております。中身を確認したところ、県費をもらうよりも農協単独で精査した結果、安い事業体が見つかったと、あえて高いのをやる必要ないということで、今回、県の方で事業を取りやめると、農協単独でやっていきますということでした。それが、経費が305万5,000円という歳入の減になります。

続きまして、歳出に移らせていただきます。

第51号の18を開いてください。

これの一番初めから、5款1項3目、6目、10目と、そして、5款2項の1目と4本、補正を計上させていただきました。

まず、3目の農業振興費、先ほど歳入で説明をいたしました305万5,000円の減と、すべ

て県費でございますけれども、これが農協単独でやるということで、歳入も歳出も要りませんということで削らせていただきました。

それから、6目の水田農業構造改革対策費、これは負補交で、先ほど部長の方からもありましたけれども、市単独の補助でございます。暗渠の排水用資材補助金ということで、220万円を計上させていただきました。これについては、残額が10月5日現在で8万9,000円しか残っておりませんでした。当初の予算が180万円、で、10月の5日時点で29名、資機材の補助ということで歳出をいたしております。10月の市の広報紙で2回目のお知らせということで、市内の農家の方に周知をいたしました。そして、昨年、今年と実施した方に、まだやりたい希望ありますかと要請確認したところ、やりたいと。その人数が把握をできましたので、今回の補正ということで上げさせていただきました。8万8,000円が限度でございます。消費税を除いた額です。田んぼ3反ぶり当たり400メートルの範囲内で暗渠を掘った資材等の補助をするという内容でございます。これが、今回、これからやる予定分を計上させていただきました。これでも、ちょっと足りないかもしれません。大体これから年内と、それから、年明けてから3月まで施行期間ありますので、もし足りなくなれば、現行予算の中で補正が通りますれば、その中で、来年度に事業送りということにさせていただきたいというふうに考えています。

続きまして、10目の土地改良事業費、19の負補交ということで50万9,000円、プラスで計上させていただきました。農地有効利用支援整備事業負担金という説明でございますけれども、これは今年の8月、衆議院の選挙あったわけでございますけれども、旧自民党で出した最後のばらまきといいますか、皆さんにお配りするお金だそうです。緊急対策事業ということの中の一環の補助金でございます。

これは2本ありまして、守谷土地改良区管轄が1本、それから、荃崎の土地改良が1本ということで、既に9月前に申請をしまして、7月から8月にかけて申請をしたものが9月に内示がおりてきています。おのおの2カ所の土地改良区から総事業費の16.6%、国費が2分の1ということで、当初、それから、土地改良と地元負担、それと、市の負担ということで、市は16.6%なんです、事業費に見合った分だけ予算計上してくださいとお願いがありました。

場所は、守谷土地改良区が平沼地先です。田見合のところなんです、これが土手が崩れちゃって、のり面の整備ということで上がっております。大排水路のり面の成形ということで、延長が55メートルを整備すると、崩れないようにくいを打ったり、土地を成形して盛土すると。総事業費で214万4,000円、これの16.6%です。

それから、もう一つですが、先ほど言いました荃崎の土地改良なんですけれども、ここは、山王新田、それから、西谷田川を挟んで反対側上岩崎、ここに荃崎の第3の機場がございます、その機場が54年完成してから築後30年ということで、排水関係に支障を来している。故障の内容は、シャフト軸のスリーブを交換しなければならないと、ばらした結果です。それを国の方に上げたいと。これも国の内示をもらったので、16.6%補助をお願いしたいということで上がりましたので、今回計上させていただきました。

〔「きらくやま下」と呼ぶ者あり〕

農政課長（坂田 宏君） 場所は……。

〔「神生」と呼ぶ者あり〕

農政課長（坂田 宏君） そうですね。あと、西谷田川で上岩崎。地図は、ここなんで

すが、そういうことでお願いをいたします。

神生って言ったつもりなんです、山王と……それは済みませんでした。

用水ポンプのシャフト軸スリーブの交換1カ所ということで、総事業費が91万8,000円、これの16.6%です、負担率。

最後になりますが、中段の林業費、林業振興費、これが13の委託料と18の備品購入と2本に分けさせていただきました。これについては、今年の当初予算で説明をしたとおり、昨年から環境税が市民税と一緒に賦課されております。1人当たり県民1,000円です。これを還元していくと、里山を守っていくんだというような事業でございます。今年2年目になるんですが、当初は県と担当で協議していたんですが、総事業費の中に、委託料の中に、木材チップ、木を細かくする機械です。これ、委託料でいいよと。ところが、県の方から最終的に、予算締め切った後、当初予算の変更締め切りの後に県から指導がありまして、備品購入費に分けてくれと、委託料じゃなくて分けてくださいと。ですから、304万3,000円を13の委託料107万8,000円を減額して備品購入費に充てたと、振り分けたということでございます。

木材チップは、今の城山を考える会、旧城山中学校、私も、あそこの最後の卒業生なんです、今グラウンドになっていきますけれども、あそこで里山整備を旧谷和原時代からの横田 明さんが代表で進めております。非常にきれいになっておりました。先般の都市農村交流事業で浅草から32名程度お客さん見えたんなんですが、みらい平駅から案内をして、城山の会の里山まつり、うちの方も参加させていただきました。非常にきれいになっておりました。そこで、木材チップ等で間伐したやつを整理をして、階段とか、もろもろ、そういうものをつくりたいんだと、ぜひ買ってくださいと要請がありましたので計上いたしました。

以上で、農政課の補正予算の説明を終わりにしたいと思います。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

委員長（倉持悦典君） 次に、奈幡産業政策課長、お願いします。

産業政策課長（奈幡 優君） それでは、産業政策課の補正についてご説明申し上げます。

議案書の議案第51号の9をごらんいただきたいと思います。第51号の9でございます。

15款の県支出金、2項の県補助金、7目の商工費県補助金、これは1節商工費補助金といたしまして152万3,000円を上げさせていただいております。これは、緊急雇用創出事業補助金といたしまして、例の国から県の方に回ってきて、県の方で基金として、市町村の方で雇用を促進するために何か新しい事業をつくって雇用してくださいという形だったんですが、鳩山内閣にかわりまして、10月の23日に少しゆるくなりまして、今までは新しい事業しか雇えないような形だったんですが、これからは補助の関係で今まで以上の形の臨時職員、代替はだめなんです、産休とか休んだ人の代替はだめなんです、事業をそれ以上やるような形で職員を臨時に雇う分には構わないというようなゆるやかな形に補助の規定が変わりましたので、今年度、来年の1月から3月まで3カ月間3人、内容としましては、総務部の方から説明はあったと思いますが、人事課1名、健康増進課2名という形で、その分の人件費と、パソコンとか、そういうものを借りたときのための補助というが、全部100%補助でおりますので、その金額でございます。

内容は、その下の51の10の方に、まず、第1は、2款の総務費の1項総務管理費、1目

の一般管理費になります。その中の該当項目は、3節の職員手当の中で04になっています通勤手当、臨時職員分の通勤手当です。これは最高限度額、一応、予算的には700円の60日、3カ月分60日とりまして4万2,000円。それと共済費。これは、共済費は、もう1カ月は2万267円という形で決まっておりますので、2万267円掛ける3カ月で6万801円ですが、6万1,000円という形で4の共済費に上げさせていただいております。

その下の7節の賃金、臨時職員賃金としまして、時間当たり840円掛ける8時間掛ける60日という形で40万3,200円になるんですが、40万4,000円という形で上げさせていただいております。

それと、その下の19節の負担金補助及び交付金の中で負担金といたしまして、これは511円かかりますので1,000円という形です。

これは人事課の方で雇う1人分でございます。全部で、人事課の方1人の分は50万8,000円、これ全部足すと50万8,000円という数字になります。

それと、今度は健康増進課にまりまして、議案第51号の16をお開きください。

同じく、この中の一番上の3職員手当等ということで、通勤手当、これは先ほど人事課の方と同じように、700円掛ける60日掛ける2倍という形で8万4,000円上げさせていただいております。

それと、4節の共済費の06の臨時職員等社会保険料、これも先ほどと同じような計算で2人分12万2,000円上げさせていただいております。

その下の7節の賃金でございますが、臨時職員賃金として80万7,000円、これは人事課の方と2倍にして、なぜならないかといいますと、端数がございまして、これになってしまいます。で、80万7,000円という形です。

19節で511円掛ける2で1,022円の場合は、2,000円という形で上げさせていただいております。

健康増進課の合計は101万5,000円という形になりますので、人事課の50万8,000円と合わせて、先ほど51の9で説明したとおり、152万3,000円という補助金が県の方から来るような形になります。

それと、もう1点ございまして、議案第51号の19をお開きください。

6款の商工費、1項の商工費で5目の消費生活対策費といたしまして、共済費、社会保険料なんですが、9月から社会保険と厚生年金の率に変更になりまして、現行、社会保険料が8.2%だったのが、9月から8.1%、こっちは下がったんですが、厚生年金の方で、現行15.35%から15.704%に上がりましたので、ちょっと中身が、9,000円ちょっと足りなくなりましたので、1万円の補正を組ませていただきたいなと、こういうことでございます。以上でございます。

委員長（倉持悦典君） ありがとうございます。

次に、張谷生活環境課長、お願いします。

生活環境課長（張谷昌彦君） 生活環境課です。よろしく申し上げます。

第51号の11ページの方をごらんいただきたいと思います。

第51号の11ページになりまして、目8の交通安全対策費になりまして、駅前トイレの整備費とチャイルドシート補助金としまして3,742万8,000円の補正をお願いするものです。

みらい平駅の機能拡充のため駅前トイレの整備について検討を進めてきたところ、駅前自転車駐車場の附帯設備としましてトイレ整備を行うということで、国庫補助金、まちづ

くり交付金になりますが、これが確保できることになりました。また、駅前の交番も来年の3月には完成整備されるということから、防犯上の心配も軽減されますので、トイレ及び駐車場拡張事業費としまして、役務費の建築確認申請手数料3万8,000円、そして、設計監理委託料が200万円、それから、工事請負費3,500万円の合計3,703万8,000円を計上させてもらっております。

それで、まちづくり交付金が今年度で終了しますので、新年度で補助金、これが確保ができなくなるというようなことから、急遽、補正予算に計上させてもらいました。

工事の内容ですが、駐輪場の手前の部分です。駅のエントランス入り口の方に近い部分になりますが、この一部を利用しまして、男子トイレ、それから、女子トイレ、そして、多目的トイレ、これを整備する予定でいます。それで、駅舎と駐輪場の間に歩道がありまして、ここが大体6メートルの歩道があります。それで、この歩道の駐輪場側になりますが、現在、一番後ろに仮設トイレがあるんですが、そこから今回整備するトイレまでの距離を幅0.9メートルぐらいにかけまして、上水道管と下水道管の切り回し工事というんでしょうか、これを行います。そして、その切り回した部分のところを駐輪場として拡張したいというふうに考えております。

トイレの方が以上でして、それから、チャイルドシート購入補助金になりますが、39万円の補正をお願いするものでして、補助金の額は、チャイルドシートの購入価格の2分の1、1万円を限度として補助しているところなんですが、当初見込みより補助申請が多くなりまして、当初は月平均15人くらい見込んでおりましたが、実際、今までの4月から10月までの実績を見ますと、月20人くらい補助がありますので、不足するというところで今回、補助金の補正をお願いするものです。

それから、今度、歳入になりまして、51の8ページの方をごらんいただきたいと思いません。

51の8ページになります。

款14国庫支出金、項2の国庫補助金、それで、目4の土木費国庫補助金の節では2の都市計画費補助金になります。説明欄のところ、まちづくり交付金になりますが、トイレ整備の財源といたしまして1,000万円の今回補正をお願いするものです。

生活環境課は以上です。よろしくお願ひいたします。

委員長（倉持悦典君） ありがとうございます。

最後に、飯泉市民窓口課長、お願いします。

市民窓口課長（飯泉芳郎君） 市民窓口課からは、12ページ、お願いします。51の12です。

うちの方としましては、囑託職員1名分の補正予算でございます。

住民基本台帳費の2目の旅券事務費としまして囑託職員1名、報酬としまして28万7,000円、それから、共済費、臨時職員等の社会保険料として3万7,000円、旅費、費用弁償、通勤手当でございますが、13万3,000円の減というふうな形で、合計しまして19万1,000円ほどの補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

委員長（倉持悦典君） 以上で全課長から説明をいただきました。

これより議案第51号の市民経済部所管部分に対する質疑及び意見を行います。

もし意見のある方は、質疑のある委員は挙手をお願いいたします。

古川委員。

委員（古川よし枝君） 11ページの……。

委員長（倉持悦典君） 古川委員。その前に、やっぱり幾つかありますか、課にわたって。

一つの課ごとに整理してお願いします。

委員（古川よし枝君） 生活環境課です。

駅前のお手洗いの建設ですけれども、駐車場の附帯工事として工事を進めるということ、交付金も、ぎりぎり間に合ったということなんですけれども、駐輪場については、最初、仮設でつくっていて、その後、土地も購入して今の状況に改修をしてということであるんです。今後も駐輪台数が増えれば、もっときちっとした形で整備をしていくというふうに説明がされていたんですけれども、今回、トイレをつくるということも含めて、そういうことも、将来的にはあり得るだろうと思うんです。その辺のところは、きちっとうまく駐輪場の整備もつくっていくような、そういうお手洗いの設計になっていくのかどうか、きちっと。また新たな、やりづらくなって余計にお金がかかったりとか、そういうことのないようにされていくのかどうか。その辺の見通しとして、どうなんでしょうかと伺いたいと思います。

委員長（倉持悦典君） 張谷課長、ご答弁をお願いします。

生活環境課長（張谷昌彦君） 現在の駐輪場、これは大体7割から8割程度の利用になっていると思います。丘陵部の人口が今4,200人ぐらいいますが、今後だんだんふえてくると思います。さらなる自転車駐輪場の整備は必要になってくると考えておりますが、今後、関係課と連携を図りながら、その辺をちょっと検討していきたいとは考えております。

委員長（倉持悦典君） 答弁が終わりました。

古川委員、お願いします。

委員（古川よし枝君） トイレの整備については、マンションの方からも要望が多かったというふうに聞いているんですけれども、駅前がいい場所だなというふうに思うんですが、設計の段階で、やっぱり明るくスマートな設計をぜひしてほしいということを要望したいというふうに思います。よろしくをお願いします。

委員長（倉持悦典君） それは要望でいいですね。

次に、ほかの課はないですか。

委員（古川よし枝君） はい。

委員長（倉持悦典君） 古川委員以外の方で、だれか。

坂委員。

委員（坂 洋君） またひとつ教えてもらいたいんですけれども、51の12で旅券事務費の旅費、マイナス13万3,000円、これ何か中止になったのかどうかということと、もう一つ、51の18の木材チップですけれども、これは備品を購入した金額なんでしょうか、ちょっと教えてください。

委員長（倉持悦典君） チッパーの方から答弁いただきます。

農政課長（坂田 宏君） それでは、お答え申し上げます。

これから買うという事業でございます。ここにも機種はあるんですけれども、この機種を買う予定です。

それと、先ほどちょっと城山について述べましたので、もうちょっと説明させていただ

きます。

城山地区は、つくばエクスプレスみらい平駅の周辺で土地区画整備が進行しておりますけれども、現在の市内では少なくなった里山の環境を残している地区でございます。将来に引き継ぐべき豊かな自然環境を今でも保っております。平成21年6月の12日、城山を考える会の代表の横田 明さんと相談をしたんですが、で、ご要望をお聞きしたんですが、城山を考える会では、平成7年2月から、里山の再生、環境保全、地域住民の交流の場の提供といいますが、そういう場所をつくるために、そういうことを目途として、月3回、第1、第3、第5日曜日、下草刈り、間伐実施、また、地元小学校校外学習のサポートをしています。それから、各種レクリエーションの活動などを行っています。会員数は現在男性13名、女性が10名、計23名で森林整備を今実施しております。

自生したサルタケ、それから、雑木が密生しておりますので、100%ボランティアでやっていますので、手弁当、手ジュースという形でやっています。補助金は一切、ここはもらっておりません。そういう優秀な団体で、ただボランティアの会員の方々お年を召しまして高齢化が進んでいるということから、ぜひ県の100%補助の機械を買っていただいて導入してもらえませんかという要請がございました。で、今回計上して、これから導入に当たっていくという所存でございます。

よろしく願い申し上げます。

委員長（倉持悦典君） 坂委員、この件。

委員（坂 洋君） 大丈夫です。

委員長（倉持悦典君） 私から、ちょっと関連で。

このチップー、チップをつくる機械というか雑木を処理するんでしょうけれども、その出たチップは、何か使い道あるんですか。

農政課長（坂田 宏君） 城山の里山の中におがくずみたいに敷いていくと、で、堆肥として使っていくという考えでございます。

委員長（倉持悦典君） 使い道あるんですね。

農政課長（坂田 宏君） はい。

委員長（倉持悦典君） わかりました。

では、もう一方の市民窓口課長、お願いします。

市民窓口課長（飯泉芳郎君） 今回13万3,000円の減でございますが、当初予算で職員手当、県の嘱託職員を予定していたところですが、県の方からうちの方へ、旅券事務について嘱託職員は来ないというふうな形でございまして、県の方からだから、どこから来るかわからないということで1人1万6,100円見ていたんです、通勤手当として。ところが、うちの方に来ないということなので、市内からの人をやりまして1人が2,000円と6,000円ということで、単価が安くなったというふうな形で、当初見積もりより減になるということで13万3,000円ほど減にしました。

委員長（倉持悦典君） 答弁終わりました。

いいですか。

委員（坂 洋君） はい。

委員長（倉持悦典君） では、岡田委員。

委員（岡田伊生君） 市民窓口課、これ、担当は多分、産政課になるのかわからないんですけども、要するに商工会関係で、実は今たまたま旅券事務ということで、パ

スポーツの件で予備人員を入れる入れないの話があったわけなんです、商工会で証紙を
実は、かなりの額で買いそろえなくちゃならないわけです。そうしますと、私も、これ、
ちょっと細かな数字はわからないんですが、その業務だけを見ますと、大分マイナスにな
っていると。マイナスというか、要するに持ち出しをして業務をしているということで、
ここの補正の中で、その話をするべきかどうかというのは、ちょっと問題もあるんですけ
れども、要望としてお願いしたいんですけれども、産政課と窓口課と両方に。

というのは、要するに、その業務が大分証紙を用意しなくちゃならないという、ひとつ
のストック、お金の問題、それから、実際に今やっている窓口課で、ほとんどの自治体が、
その証紙までやっているところも多いというようなのも聞いているんですけれども、商工
会としては、その辺の資金の問題とかを今後、もちろん相談というか話し合いがあるでし
ょうけれども、そんなときには、ちょっとその辺を参考にとというか、頭の中に入れておい
ていただきたい。というのは、今度、来年度のヒアリングというか補助金の問題で、昨年
同様5%というような流れの中でやっていきますと、どうしても、そういう資金繰りの問
題も出てきますので、その辺をちょっと担当部長の方にも、ちょっとその辺、頭の中に入
れておいてもらえればと思うんですが、要望としてお願いしたいと思います。

委員長（倉持悦典君） 答弁はいいですね。

じゃあ、今の岡田委員の意見をよく検討してください。

そのほかにはないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（倉持悦典君） もし、ほかに発言がなければ、これで議案第51号の市民経済部
所管部分に対する質疑、意見の聴取は終わりにしたいと思います。

では、執行部の方、どうもご苦労さまでした。退席していただきたいと思います。あり
がとうございました。

では暫時休憩なしで、このまま二つの請願が出ておりますので、……。

〔発言する者あり〕

委員長（倉持悦典君） そうですか、じゃあ、5分間だけ暫時休憩をいたします。

午後3時25分休憩

午後3時31分開議

委員長（倉持悦典君） 休憩前に引き続き会議を再開したいと思います。

時間も大分経過しましたがけれども、もう少しおつきあい願いたいと思います。

議案の審議は終わりましたけれども、川上議員が紹介の請願が二つ出ております。川上
議員の説明を聞きながら、皆さんのご意見を賜りたいと思います。

まず、請願第7号 八ッ場ダム中止問題についてを審査いたします。

この請願は、平成21年11月24日付で取手市小文間5160 - 52八ッ場ダムをストップさせる
茨城の会代表近藤欣子さんより議長あてに提出されております。

紹介議員の川上文子君が出席しておりますので、説明を求めます。

では、よろしく申し上げます。

紹介議員（川上文子君） 請願書と、それから、説明の資料、本文の中にも「別紙」と
書いてあるんですが、その別紙の資料と、それから、表を2枚配りました。

今、7号というふうに言ったんですが、同時に請願6号も出ているんです。内容は同じ

趣旨のもので、次の方に議論する6号の方は、県の方に求めるということで、いずれも八ッ場ダムの事業を中止をしろという中身で、そして、県の方に求めるものについては、中止した場合については、その県の負担分を国からちゃんと返してもらえと、で、それを水道料金の値下げに使えというのが加わっているという中身なので、あわせてという説明でいいかというふうに思うんですが、説明をしたいと思います。

八ッ場ダムについては、連日というか、この間の政権交代の大きな議論の柱でもあったわけで、この間も、どんどんいっぱい報道されているので、改めて私が言う話ではないんですが、いろいろな資料も出されているし、テレビ報道、いろいろな報道の中でも、この間の経過も出ているので、よくご存じかと思うんですが、利根川の支流の吾妻川中流部のところにダムをつくるということで、実際にできれば、関東1都5県の水がめの9番目のダムになると。この計画がつけられたのが1949年、昭和24年に答申が出されて、発表されたのが昭和27年ということだから、もう50数年間。当初は、地元の大反発にあって、それから、水質も非常に不十分、汚れていたということで、いろいろ変遷を経ながら、ずっと引っ張ってきて、そして、ここに来て利水治水いずれについても必要ではないんじゃないかという議論の中で、裁判なんかも随分起こされていて、私たちも、一つのその裁判の闘い、この反対の会なんかと一緒に裁判闘争もやってきたという経過なんです。

民主党が、この中止を掲げて選挙に勝って、で、中止ということで、地元の大きな反発が起こっているんですが、私は、やっぱり地元の反発というか、当然だというふうにも思うんです。50数年間翻弄されてきて今さら中止でと、生活も大きく変えられているわけだから、当然、その地元に対する手だてをきちっととるという協議の中で、中止の方向を明確に出していくべきだと。いずれにしても、進めたとしても、これは大きな問題を生む事業なので、中止を基本として、住民の方々の生活再建、地域再建については、国が誠意を持って当たるべきだというふうに思っています。その立場で紹介議員で紹介をさせていただきました。

それで、よく、八ッ場ダムを中止したら反対にお金がかかるんじゃないかと、反対に大きな負担になるんじゃないかという議論があるんですが、そのための資料として、説明資料のきょう配られた後ろの方にあると思うんですが、八ッ場ダム事業費を継続した場合と中止した場合の比較という、この表わかりますか。

後ろから2番目にあるようです。それをまず、ちょっと見ていただきたいと思うんです。

八ッ場ダムは、もう7割方事業進んでいるのに今さら中止とは何だという議論があるんですが、途中で増額をされて4,600億円という総事業費ですけれども、7割というのは、使われたお金が7割ということなんです。4,600億円のこの表の一番下、3,210億円まで今まで事業の投資が行われてきた。で、本体工事には全く手がついていません。それで、関連の道路だとか、それから、移設の費用だとか、その関連の費用として7割のお金が投じられてきたと。

本体は全く手がついていませんので、例えば、このまま再度建設の方向で進むとすればというのが、左側のこの図なんです。当然、再建をすることも、生活再建費用770億円かかる。それから、本体工事費が620億円、それから、新たに4,600億円ではおさまらない増額予想額というのが上に書いてありますけれども、工事費の増額分が当然起こる。この間も増額してきているんですけれども、さらに起こることと、地すべり対策だとか、それから、八ッ場ダムをつくることによって、東電に対する減電補償しなきゃ

ならないんです。その費用を含めると1,000億円。合わせると、進めて建設したとしても、最低額、もっと増額がされるだろうと言われてはいますが、2,390億円かかると。

じゃあ、中止したときにはどうなのかというと、生活再建、当然、同じようにする。770億円です。それで、これで収支なんですが、実際には、幾つか周りの県から利水負担金を返せというふうに言われていますから、国としては890億円、国の国庫補助分を除いた県が負担した分890億円を関係の県に返さなきゃならないということで、国の側からすると1,660億円、中止をしたとしてもかかるということです。

だけれども、進めた場合と中止した場合とでは、明らかに800億円ぐらいの、やめた場合の方が負担が少ない。国が返すというお金というのは県に行くわけなんで、国民的な負担からいうと、決して、この890億円が新たにかかるわけではないので、実際にいうと中止した場合については1,620億円ぐらいの、国民の負担からすると軽減をされるという中身だというふうに思います。

それで、もう一つの資料は、その中止を前原さんが言ったことで、1都5県の知事が共同声明で、中止なんてとんでもないということで、中止の声明を出したんです。その声明文も入っていますよね、資料の中。入っていますか。

〔「入っています」と呼ぶ者あり〕

紹介議員（川上文子君） 入っていますね。

その声明に対する請願団体のところから出されている、事実認識が違うじゃないかというのが、何ページになっているんですか、渡された資料は。知事共同声明の事実認識の誤りというところを開いていただきたいんですが、わかりますか。

〔「1ページ」と呼ぶ者あり〕

紹介議員（川上文子君） 1ページからですか。

大丈夫ですか。

1枚めくった2ページ目にあるそうなので、それに基づいて、ちょっと説明をしたいと思います。

今、手元に渡されたので、長い文章なので読みにくいと思うので、ずっと読んでもしかたがありませんから、おろぬきながらいきたいと。

これは、1都5県の知事の共同声明の事実認識の誤りということで、この運動体の方で出した文章です。

知事声明が書いてあって、それは違うよというところが後ろに書いてあるという形で、1点目、2点目、3点目というところで書いてあるわけですが、まず、1点目として、利根川の河川改修、一番上です。

長年進めてきたにもかかわらず、カスリーン台風と同規模の洪水の来襲で被害が大きく拡大するというふうに知事声明は言っているんです。本文見るとわかりますけれども、それはおかしいじゃないかということで書いてあります。で、知事声明のところに3行ぐらい書いてありますが、2行目のところ、カスリーン台風時と同様に埼玉県大利根町で利根川の堤防が決壊した場合の想定被害額は34兆円にも達するんだよと知事は言っていますが、これは違うだろうということで、共同声明の誤りというところの2段目の段落「しかし」のところですが、「しかし」の後ろの方に、昭和22年のカスリーン台風の来襲の後に、同じようなことを繰り返さないということで、利根川では、堤防のかさ上げだとか、河床の掘削などの河川改修が次々と行われてきた、延々と行われてきたと。それにもかかわら

ず、同規模の洪水が起こるといふのは、さらに、また、はんらん面積がむしろ拡大してしまうというふうには知事声明は言っているわけですが、というの、非常におかしいと。昭和22年のあと、延々と行われてきた河川改修の成果を全く評価をしていない、これはおかしいではないかということです。

それで、このページの一番下から4行目です。カスリーン台風の実績のピーク流量は、公称でいいますと毎秒1万7,000トンとされていて、同台風が現在再来した場合のピーク流量というのは、この下から3行目ですが、国交省によれば毎秒1万6,750トンであるから、ほぼ同量だと。で、ほぼ同量であるに加えて利根川の河川改修を長年進めてきたわけだから、同じ流量で決壊して、はんらん面積が大きく拡大することは実際にはあり得ない。

ここの2ページ目のところの下の方に、国土交通省の資料によるグラフが載っています。このグラフのところにあわせて、もう1枚めくっていただいて、3ページ目にいきます。

3ページ目の一番上のところですが、国交省が決壊箇所としている136キロ地点について、最近50年間で最大洪水である平成10年9月洪水の最高時のその跡です。水位を見ると、堤防の天端から約4メートルも下にあるので、それを考えても、カスリーン台風の再来で決壊するようなことはあり得ない。

ちょっと、表、2ページ目のところに戻っていただいて、これが平成10年の9月の洪水の国土交通省の水位の状況なんです。それで、一番左側のところの136地点、カスリーン台風等でも危ないと言っているその地点で見ますと、4メートル、要するに堤防の高さよりも水位は下にあるんです。だから、10年9月の最も最大の洪水であったその地点でも4メートルも余裕があるわけだから、知事が言っているのはあまりにも過大に表現をし過ぎているということで、あいまいではないかということ。

それから、2番目に、3ページ目の2点目のところにいきます。大丈夫ですか、3ページ目の2点目のところですか。

3ページ目の2点目に、知事共同声明では、1行目の一番後ろの方からですが、知事共同声明というところの1行目の後ろの方、利根川の堤防や堤防下の地盤からの漏水が至るところで発生していると。で、次の行の後ろの方にいきます。そのまま放置すれば、堤防決壊につながる可能性があるから、非常に危険なんだというふうには知事声明は言っているんです。それはおかしいということで、共同声明の誤りというところですが、1行目の真ん中辺で、漏水の発生は堤防が決壊する兆候でもあるので、緊急に、その対策を講じなければならないことは言うまでもないと。しかし、それは、堤防とその地盤を補強して対応すべきことであって、八ッ場ダムに堤防の漏水の防止を期待するのは筋違いであり、非科学的であると。

図3のところ、次のところの図3、次の4ページ目の図3が載っているんですが、ごめんなさい、戻して、3ページの方に戻ります。

図3で、平成13年の9月の洪水において堤防の漏水が問題になった加須市付近のところの模式図が図3なんですけれども、この図、洪水で八ッ場ダムがあった場合の八斗島地点での最高水位の低下を見てみますと、最大で見ても10センチぐらいしか、八ッ場ダムが存在したとしても、下がらないという結果なんです。実際の最高水位というのは、地盤の高から4メートルの高さがあるわけだから、八ッ場ダムをつくったとしても、10センチ下がったとしても、その漏水の影響というのは極めてわずかであって、漏水に与える八ッ場ダムが必要だというような論立てはおかしいというふうには言っています。

そして、めくっていただいて、ちなみに、もう一つですが、資料の一番後ろのところに、こういう表が載っていると思うんです。一番後ろのところにね。

これは、一番後ろのところに、利根川水系とダム建設と河川改修の事業費の水位なんです、1997年から八ッ場ダムの建設事業が始まってから、八ッ場ダム事業には次々と予算が投じられてきて、3,000億円ぐらいの事業費が投じられているわけですがけれども、それに反比例するように、河川改修費用というのはずっと下がってきているんです。さっきの漏水もそうだし、河川改修もそうだけれども、本来、まず、そういう仕事をやらなければならないのに、八ッ場ダムの建設の事業の中で、河川改修、それから、漏水なんかの手だての事業費が減らされてきたと、そのことの方が、より問題ではないかというふうに指摘していることです、というふうに思うということです。

それで、さらに、4ページのところへいきます。

あと、暫定水利権の問題で、知事の共同声明の4ページのところで、知事の共同声明で、既に暫定水利権を得ているので、4ページのところです。八ッ場ダムに参画をすることを条件にして暫定水利権を得ているので、八ッ場ダムができなくなったら、その暫定水利権が受けられなくなってしまうのではないかというような形で知事声明は言っているんですが、共同声明の誤りというところで、暫定水利権といっても実質は安定水利権と変わらないと、長年取水し続けているということで、めくっていただいて、ごめんね。

5ページ目のところ見ていただくとわかるんですけれども、古いところは、もう37年間も暫定水利権として使っているんです。

また、4ページに戻っていただいて、一番下の2行目ですけれども、八ッ場ダムの暫定水利権は、八ッ場ダムがなくても取水し続けることが可能なのであるから、安定水利権として、ただ認めればいいだけのことではないかと。利根川の水利権許可というのは、国交省がやるんです。同時に、八ッ場ダムの建設の事業者も同じ国交省なんだから、八ッ場ダムを中止した国交省が、国交省として暫定水利権を永久水利権として認めればいいわけだから、何ら問題はないと。単に、その水利権行政を改めれば済むことではないかと。

それから、もう一つ、次の4番目のところで、治水の問題と、今度は利水の問題になるんですが、渇水が起こるといふふうに知事声明では言っているんです。6回もの渇水があって、これは5ページのところです、知事声明のところ。中でも、平成8年には117日もの長期の取水制限が実施されたと言っているけれども、この記述について、共同声明の誤りというところなんです、1行目の真ん中辺で、6回もの渇水に見舞われたと言うけれども、給水制限は給水圧の調整にとどまっており、断水には、ほとんど、この間も至っていないと、生活への影響は小さなものであったと。最も最近の渇水である平成13年度の渇水は、取水制限が実質わずか5日間で終わっており、利根川水系では最近10数年間、渇水らしい渇水を経験したことがないと。さらに、この間の中で水需要は、どんどん減っているんです。各都県とも水あまりの状況が来ていまして、東京都の水道でいくと日約200万トンの余裕水源を抱えていると、茨城県でいうと日46万トンの余裕水源があります。ですから、茨城でいうと水利権というのは、余裕水量の3分の1ぐらいなので、別に、その水利権がなくなったとしても、余裕水量がその3倍もあるわけだから、何ら問題はないという指摘です。

めくっていただいて、6ページなんです、上の方の表は、東京都の保有水量と日最大水量の推移の表なんです、上の方を見ていただくと、1990年以降、最大水量が、丸がつ

いているところ、どんどん、どんどん、下がっている。保有水量の線から、どんどん開きが出ていて、余裕水量がどんどん広がっている。だから、水あまり現象が起こっているという状況が現実。したがって、何も八ッ場ダム建設をして水を確保する必要はない。

5番目も同じことで、夏期の渇水時の問題なんですが、知事共同声明で、八ッ場ダムが完成すれば取水制限日数を100日減少させることができるというふうに言っているんだけど、共同声明の誤りのところで、渇水が起こるといのはほとんど夏期なので、夏場というのは、八ッ場ダムが実際にできたとしても、洪水調整をするために水位を大きく下げます。したがって、利水容量というのは2,500万トンしかないの、これは利根川水系で既にあるダムを含めると4億5,000万トンくらいあるわけなんで、水の量は。八ッ場ダムができて2,500万トン確保したとしても、全体水量からすると5%くらいなんで、それがあつたからどうだというような影響を与えるものではほとんどないということで、この声明の中で出されている資料についても、根拠を欠いているというふうに指摘をしています。

それで、最後ですが、7ページの最後のところで再度繰り返しますと、一番下のところの濃い字になっているところで、以上いろいろ述べたわけですがということで、4点について再度繰り返して書いてありまして、再度読みます。

利根川に対する八ッ場ダムの治水効果は小さく、一方、利根川は、河川改修の積み重ねにより、ほとんどのところは大きな洪水を流下できる能力を既に有しているの、八ッ場ダムのわずかな治水効果は意味を持たなくなっている。

2番目として、ただし、堤防の脆弱性の問題が残されているので、利根川の堤防の強化対策を早急に、こういうところにこそ予算を使うべきだという指摘と。

3点目、首都圏の都市用水の需要は最近ほぼ減少の一途をたどるようになっている。一方で、ダム建設等の水源開発の進捗で各都県とも十分な保有水源を確保してきているので、水あまり状況ということで、繰り返しますが、茨城も46万トンの水あまりです。これは、県が発表している数字ですけども、新規水源を開発する必要性は皆無となっている。

4番目として、八ッ場ダムの暫定水利権は長年取水し続けているので、実質は安定水利権として変わらないと、国交省の水利権許可制度の改善で解消できるのではないかとということで、この運動体は、1都5県の知事声明に対して、事実はこちらなんですという批評をしています。

茨城県の費用負担の問題で言いますと、茨城県がこの八ッ場ダムの建設に今まで投じた茨城県の本県負担分って268億円なんです。だから、さっき言ったように46万トン、茨城県も水あまりの状況にもあるので、この事業を中止をして、268億円、国から戻してもらうことも含めてやりながら、水道事業の健全な確保、事業の推進をしていくべきだというふうに思うし、私は、その地元の方々の大変な50数年間のご苦労は、本当に、生活も、一生も、台なしにするような事態にもなっているわけで、国が誠意を持って本当に当たるということを前提条件にしながら、しかし、この事業をこのまま進めて観光開発という話もありますけれども、実際に八ッ場ダムの上の方では大変栄養分のある水が流れてくるという関係にもあるようで、実際には、きれいな水が、みんなが景観的に眺められるようなダム湖にはならないだろうという予測もありますので、観光資源として使っていくという点でも、いろいろ勉強した中では無理があるだろうというふうに思っています。だから、誠意を持って、地元の人たちの生活再建、地域再建は大前提としながら、ぜひ中止をさせる

という方向で、この議会でも国や県に対して要望を出してほしいと。

ちょっと長くなりましたけれども、資料渡してそのままだとわからないので、読みました。

以上、説明とします。

委員長（倉持悦典君） ありがとうございます。

今、紹介議員の川上議員の説明が終わりました。

この請願、二つ出ていまして、川上議員も、ちょっと触れていたんですが、6と7。私、7からと先ほど審査の順番言いましたけれども、6の方が、ちょっと県に出すんで、7の取り扱いの結果によって6のということなんで、とりあえず6は無視してといいますが、ちょっと言葉悪いですけども、6はさておいて、7のこの八ッ場ダムの中止させることに対して、我々はどういうふうに行動するかということの1点に絞って、茨城県に求めるとか、それは、また別のこととして、この質疑の中ではとか皆さんの意見もらう中では、八ッ場ダムを進めたらいいか、やめさせたらいいかということに絞ってご意見を賜りたいと思います。

それと、川上議員からる説明ありましたけれども、皆さんも、この問題に関しては8月からずっと、新しい政権になってから関心を持って勉強もしていらっしゃると思いますので、川上議員の説明にとらわれなくて、いろいろなご意見をいただきたいと思います。

じゃあ、皆さんのご意見を賜りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

古川委員からじゃない意見を、本当は、もらいたいんです。だって、古川委員のは、わかっていますもの。

じゃあ、廣瀬委員からお願いいたします。

委員（廣瀬 満君） 政権が交代して民主党になって、八ッ場ダムを中止だと言って今凍結の状態です。しかし、工事は今も進んでいるんだよね。あそこの住民の要するに補償とか、そういう形では、工事はストップしていないんです、今、まだ。現に、移転先が決まっているとか、家壊してどんどんやっているんです。ダムの工事じゃなく、その補償とか。それから、地元の自治体も、この中止に対しては反対なんです。で、我々は下流だと、取水とか、そういう問題で。これ、24年って、さっき説明ありましたけれども、22年に埼玉県で洪水になって、その後、計画されたと思うんです。大変な……。

紹介議員（川上文子君） 計画は24年なんですよ。カスリーン台風は22年。

委員（廣瀬 満君） そうそう。そのときに、下流ですけども、どちらかといえば、治水に対しては下流の方が関心持たなくちゃならないというのが立場だと思うんです。それから、これからどういう形になるか、これは国の方針ですから、国交省の。今後、やっぱり渇水対策、これも温暖化の影響で、将来的には利根川取水の渇水というのは起こり得るというような算定もされているということなんです。いずれにしても我々がここで議論して、反対するのか、中止にするのかということは、ちょっと自分らには判断できにくいというのが現状なんですけれども。

委員長（倉持悦典君） 廣瀬委員の意見をいただきました。

皆さんに、全員から意見をいただきたいと思いますが、とりあえず堤委員から。

委員（堤 實君） この問題については、皆さん興味を持っておられると思うんですけども、結論から先に言っちゃいますと、私は、要するに中止にする方向が現状では正しいのかなと思うんです。

一つには、やっぱり人口が統計によると、あと50年たつと人口が20何%減るとかということで出てきていますので、そういうことから考慮すると、人口が少なくなっていくわけですから、相当違うんじゃないかということと、もう一つは、やっぱりこれの管理維持費、これを完成した暁には、新聞の報道では、約10億円、毎年かかるというような発表されています。ですから、将来、建設ということになるかわかりませんが、それはさておいて、現状では、やっぱりこういう財源が、ますます不足している時期には、やはりちょっとちゅうちょしていいんじゃないかなという私は考え持っています。

以上です。

委員長（倉持悦典君）　じゃあ、岡田委員。

委員（岡田伊生君）　私は、結論から言いますと、やっぱり政府が出す答えを待つべきであるという考えであります。

まず、一つは、川上議員の方からあった資料の中で、例えば河川改修工事をやってきたから、ある程度はそれでできるだろうというふうな話なんですけれども、例えば温暖化になっていったとき海面が上昇します。そうしたときに、今度はき切れるのかどうか、あるいは干潮満潮のときの時期、そういうのを考えたときに、台風って、いつ来るかわからないわけです。

それと、予算があれば、今こういうお金、緊縮財政だということではありますが、この数字を出されても、これは結構ですけれども、これが私が出したから、はいというふうになるかどうか別として、だれが責任をとるかです、これ、下流の問題として。その治水という大きな問題、学者でさえも賛否両論あります。例えばダムをなくした場合には、堤防を低くして遊水池的にどっかの田んぼや、あるいは周りも沈めろというような荒っぽい方法もあるんです。沈めないと、もしものときには対応できなくなっちゃうよという話もあります。ですから、どちらがいいかというのは、私らにもわかりません。ただ、今、国は、いろいろな機関として、やめるというようなことで新政権はやっているようなんですけれども、これから、まだ議論しながら、研究しながらやっていくんでしょうから。

それと、もう一つあるのは地元のことが、ほかから、私の考えとしては、その当事者同士がいろいろな議論を持って今やっている中で、我々が言っているいいものかどうか。やはり今言った財政的にいえば、いろいろ意見を出すということはあり得るのかもしれませんが、やはり私は、国が責任を持ってやる、また、中止をすれば、県にお返ししますというような負担金も返していくんだというようなこともあるわけですから。

ともかく、起きないというふうな、この数字で、例えば川上議員は、こういうふうな共同声明でということ言われていますけれども、これが100%大丈夫なのかと、地球温暖化という問題をどういうふうにとらえているのか。私は、利水というよりは治水の方の関係で言うんですけれども、やはり一番下流なわけです、うちの方なんかは。そのときにどうするか。

それから、水面というか、堤防より4メートルぐらい下がっているとかという話もありますけれども、漏水は、決して水位が上がったからだけで、それは、確かに水位が上がったことが一番影響力はあるんですけれども、しかし、そのラインを超えていなくても、幾らでもあるんです。田んぼは、うちあたりなんかもそうです。もう消防団、本当に出ているんですから。ただ単に、このあれが守られているから大丈夫ですよというのが、だれが責任……。

〔「そういうこと言ってない」と呼ぶ者あり〕

委員（岡田伊生君） いやいや、そういうやっているんだからというようなことで、何もダムは要らないだろうというふうな説明のような気がしたものでね。

私は、ですから結論から言えば、やっぱり国の方でいろいろな議論をして研究者がやっているわけですので、私は、ここで出せと言うのであれば、私には責任持てませんので、出せませんということです。

委員長（倉持悦典君） ここで古川委員の、何か最初から手を挙げてもらっているんで、古川委員から、ひとつ。

委員（古川よし枝君） 私は、民主党に政権がかわって前原さんが中止を表明して、直近は大変な衝撃だった。地元でもそうでしたし、そういうことで、今、先ほど川上議員からも説明があった共同声明なども知事が表明するとか、いろいろ大変な衝撃があったわけです。しかし、冷静に考えて見れば、本当に、このダムは必要なのかという確信をやっぱり知ることだと思うんです。そういう点では、時が流れて、いろいろ、このダムについて、本当に利水や治水でも効果があるんだろうかという議論がずっとされてきて、私は、そういう点では、やっぱりこの大型公共事業、むだをなくすというところからすれば、本当に効果のない後々禍根を残すような事業は、もうやめた方がいいというふうに思うし、それで、突然、民主党にかわったから、こういう問題が浮上したのかといえ、そうではなくて、これまで、いろいろ参考資料を見ると自民党の政治家も、中曽根さんも、やや反対、小淵さんも、どうしたらいいかわからないとか、地元出身の政治家でも意見が分かれてきたという経過があって、やっぱり大変な問題を含んでいるこの事業を57年間も、なかなか進まないで今に来ているわけで、そういう点では、私は、ここでやっぱり私たちが、本当に、地元ももちろん第一ですけれども、下流としても、この事業の負担をするということも含めて、きちっと考えるべきだと思うんです。そういう点で、私は、先ほど川上議員から説明があって、共同声明についての誤りも含めて、それから、いろいろな資料を見ると、この……。

委員長（倉持悦典君） 資料の説明は川上議員からいただいたので、古川委員がどう思うかということだけ、ちょっとお願いします。

委員（古川よし枝君） 私は、もちろん、この請願には賛成で八ッ場ダムは中止すべきだというふうに思う、その1本です。

どうして制限するの。まだ、あったんだけども。

委員長（倉持悦典君） 制限はしないです。資料の説明は川上議員からいただいたので……。

委員（古川よし枝君） だから、そのことについて、私の……。

委員長（倉持悦典君） それと、古川委員、さっき私、冒頭に言いましたけれども、この問題に関しては、皆さん結構、新聞読んだり、資料読んだり、いろいろな情報を結構持っていると思うんです。だから、多分、堤委員からも、それ、わかっているんだよという部分もあると思うんで、基本的なことはあれなんで、制限はしません。ただ、古川委員は中止ということに対して賛成で、ぜひ皆さんにも賛同いただきたいというのが、古川委員の意見だと思いますので。

委員（古川よし枝君） はい、そうです。

委員長（倉持悦典君） あと、坂委員から。

委員（坂 洋君） 私も、短く。

岡田委員と同じような意見で、本当に、わからないというところが正直でして、で、今、共同声明の誤りということ、この中止ということで衝撃だったわけです。これ、やっぱり住民への説明が全くなされないということで、知事の共同声明があって、共同声明の誤りがあって、この説明をそっくりその地元の人たちに伝えて、丁寧に説明をして、納得した上で中止だというのなら結構なことです。

話はわかりますけれども、子育て応援特別手当金も、もう何の協議もなく中止なわけです。本当に、もう何の話し合いもなく、ただマニフェストの財源が必要、子ども手当の財源が必要、何かそんな感じで、とにかく話し合いもなく突然中止だということに対して、ちょっと、私は、すごく違和感を感じていまして、もう少し話し合いをすべきだと私は思っています。

以上。

委員長（倉持悦典君） 中山委員。

委員（中山栄一君） 私は、この請願に反対なんです。やっぱり50数年かかって、もちろんここまで来たという事実の中で、こんなに、政権かわったからといって、すぐに結論を出せるものでもないと思うし、反対か、中止かどうかというのをもう少し検証した上で結論を出すべきだと思うし、ですから、我々の範囲で、このダムを今の段階で中止するという請願を出すことは、私は反対です。

委員長（倉持悦典君） 以上で、一応、委員の全員の意見をいただきました。

委員長として、私からも、ちょっとこのことについて私の意見といたしますか、話したいと思いますが、私は、19歳から一つのダムをずっと見てきたんです。まだでき上がって間もないダムなんです、このハツ場ダムにしても物すごく長くかかっています。一つのダムつくるのには、親子にわたって地権者も、買いに行く方も、本当に、元の建設省の、今、国交省ですけれども、お役人も2代にわたってというぐらいの長い期間かかるんです。

20何年前に掲げたダム建設の目的は、相当あったと思います。川上議員が説明するように、そのころからなかったんじゃないで、それは、治水利水、電源開発、物すごい、六つも七つもの目的があって計画はされたと思うんですが、今、私が言った東北の山の中にあるダムは、幾つも東洋一というような冠がついているかなり大きいダムなんですけれども、水ためているだけで終わりです。発電所もつくっていないし、何もつくっていないです。で、水も、水位も満タンにはしていません。ということは、当然、掲げられた目的が今はなくなっちゃっているんです。発電所も要らないんです。だから、観光用といっても、本当に果たして観光用になっているのかどうか。一番ひどいのは、そこにいた一つの集落が、小学校も全部なくなって、その人たちが移転して、山の中の本当に純朴な人たちをお金を預けて別のところに移した。今、始め移転してから、もう20年以上たっていますか、20年ぐらいかな。で、夜逃げしている人も相当いますし、そういうところで生活していた人に補償するということは、お金でなくちゃできませんけれども、お金で補償したから終わりということもあれですし、だから、私、基本的にはダムの目的は相当変わっちゃっているんで、堤委員と同じように中止してもいいとは思っています。ただ果たして、我々が、知事が書いたものを、間違っているかもわからないですけども、それで、我々が国に対して働きかけるということが、果たしていいのかどうかと、今それで迷っています。

ここで決をとってあれですけども、これを採択するのか、継続審査にするのか、不採

択にするのかということなのですが、皆さんの意見を聞いても、果たして我々が国へ、これを。もっともっと違う場所で、国という大きな土俵でもっと論議してくれという意見書ならば私も大賛成なのですが、これを中止しるとか継続しろというんじゃなくて、もっと、地元も納得いくようにといたしますか、そういうのが正しいのかなというのが私の意見なのですが。ここで、私も含めて全員の意見をいただいたわけなのですが、これをどんなふうにする。多分、思いは、川上議員も、岡田委員も、古川委員、私も、みんな大体同じだと思うんです。財源のこと考えたりなんかしても、これをそのまま無条件で進めていけなんて、だれも思っていないだろうし、果たして、そのダム目的も変わっちゃっているというの、みんな認識していると思うんです、私が長々言わなくても。

委員（中山栄一君） 委員長。だれも、そう思っているんです。もっともっと検証しないと……。

委員長（倉持悦典君） そういうことだと思うんです。

委員（中山栄一君） 一応、この請願出された以上は、この請願をどうするかということを決めるべきだと思うし、もっと違う内容で出すんだったら、もう一度検討して出すということにしないと。

そういうことで、決をとってくださいよ。

委員長（倉持悦典君） じゃあ、この請願、これは、もちろん、この請願第7号の決の結果によって、第6号の扱いも当然同じになっちゃうわけなのですが、じゃあ、第7号に関して、皆さんの発言がこれ以上なければ、意見、質疑は終わりにしたいと思います。

これ、採決をしたいと思います。

この採決は、請願第7号、これはどんなふうにしたらいいかな。

採択か、不採択かで拳手を。一つは、継続審査ということもあるんですが、どのようにしたらいいか。

〔「採択か不採択で」「継続にしたって多分同じ」と呼ぶ者あり〕

委員長（倉持悦典君） じゃあ、ここで採択するかしないかという二者択一で決めたいと思います。

では、ここで皆さんに、この請願第7号を意見書として出すことに賛成の方、採択することに賛成の方の拳手をお願いしたいと思うんですが。

〔賛成者拳手〕

委員長（倉持悦典君） 古川委員1人だけです。では不採択ということで、賛成少数ということで、不採択と決することにいたします。

〔「不採択もとったほうがいい」と呼ぶ者あり〕

委員長（倉持悦典君） 不採択も、じゃあ、とりますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長（倉持悦典君） じゃあ、この請願を……。でも、二者択一って、さっきことわったんですよ。だから、とる必要はないと思うんですが。

〔「わかりました」と呼ぶ者あり〕

委員長（倉持悦典君） そこで、皆さんに例えば継続審査とか、そういう声が多ければ、それで、もう一度と思うんですが……。

委員（堤 實君） 私は継続審査、私はね。今、とにかく、内容は、ここで話すことないけど、要するに……。

委員長（倉持悦典君） わかりました。

これを今採択することに対しては、古川委員 1 人だけなんです、賛成してくれたのは。じゃあ、これを不採択としてそのまま没にしちゃうというのは忍びないと、今の堤委員の意見なんです、継続して審査するべきであるという意見もありましたので、継続審査が妥当だと思う人の挙手をお願いいたしたいと思います。

〔賛成者挙手〕

委員長（倉持悦典君） これも 1 人です。では、やっぱりこれは不採択ということで。また、機会がありましたら、我々も、もうちょっと国の方のスタンスとか、それもあつたら、また再度こういう請願を出してもらおうということで、今回は一応、請願第 7 号は不採択ということで決しましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

そうすると、第 6 号の質疑は……一応、6 号も確認しますか。

第 6 号も、皆さんの質疑をいただくということで。もし質疑がなければ……ある人は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（倉持悦典君） ないようなので、これも採決したいと思います。

第 7 号の採決が不採択でありましたので、同様にとりたいと思います。

この請願第 6 号を採択することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

委員長（倉持悦典君） 賛成少数です。

もう一度、これを不採択にするにはちょっと忍びないと、継続審査にという方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

委員長（倉持悦典君） 堤委員。これも賛成少数なので、請願第 6 号も、第 7 号と同じように不採択と決めます。

以上です。

長時間にわたりましてご審議ありがとうございました。

これでこの委員会を閉じたいと思います。

ありがとうございました。

午後 4 時 2 0 分閉会

つくばみらい市議会委員会条例第 6 0 条第 1 項の規定により署名する

平成 2 1 年 1 2 月 9 日

経済常任委員長